

**鳥取県教育委員会告示第28号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年9月29日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

彫刻の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造狛犬（阿形）	1 軀	三徳山三佛寺	東伯郡三朝町大字三徳1010	東伯郡三朝町大字三徳1010 三徳山宝物殿